

令和 6 年第 1 回湧別町議会

定 例 会 会 議 錄

## 令和6年第1回湧別町議会定例会会議（第1日）

令和6年3月6日湧別町議会議場に招集された。

### 1 応招議員は次のとおりである。

1番 関野一良	2番 高田映二	3番 加藤政弘
4番 村川勝彦	5番 下田英人	6番 酒井純一
7番 脇坂敏夫	8番 小形秀和	9番 檜山洋一
10番 山本栄子	11番 村田一志	

### 2 不応招議員

なし。

### 3 出席議員は次のとおりである。

1番 関野一良	2番 高田映二	3番 加藤政弘
4番 村川勝彦	5番 下田英人	6番 酒井純一
7番 脇坂敏夫	8番 小形秀和	9番 檜山洋一
10番 山本栄子	11番 村田一志	

### 4 欠席議員

なし。

### 5 地方自治法第121条の規定により議案の説明のため出席を求めた者及び説明の委任を受けて本会議に出席する者は、次のとおりである。

町長 刈田智之、副町長 因洋史、総務課長 石塚謙太郎、企画財政課長 猪熊広樹、企画財政課未来づくり担当課長 斎藤健悟、住民税務課長 細川徳之、農政課長 池田孔紀、農政課参事 山川涉、商工観光課長 松下一彦、建設課長 北林孝之、建設課参事 細川聰、会計管理者 梅津茂樹、出納課長 梅津茂樹、水道課長 出口幹敏、水道課参事 細川聰、福祉課長 前野和憲、福祉課参事 森野博之、健康こども課長 大塚幸夫、健康こども課児童支援担当課長 牧村宣幸、水産林務課長 井上道也、総務課総務グループ主幹 中川友広、総務課広報・自治会グループ主幹 渡辺武文、総務課情報防災グループ主幹 宮坂達也、企画財政課企画グループ主幹 西海谷巧、企画財政課財政グループ主幹 西海谷巧、企画財政課未来づくりグループ主幹 渡辺政行、住民税務課住民生活グループ主幹 西堀真琴、住民税務課税務グループ主幹 岩瀬昌幸、農政課農政グループ主幹 竹中寿、商工観光課商工観光グループ主幹 鹿野峰志、建設課管理グループ主幹 藤直樹、建設課管理グループ主幹 宇佐美大我、出納課出納グループ主幹 吉松智弘、福

祉課湧別庁舎窓ログループ主幹 松浦稔智、福祉課福祉グループ主幹 鈴木俊一、福祉課高齢介護グループ主幹 秋葉国宏、健康こども課健康相談グループ主幹 杉森伸一、健康こども課子育て相談グループ主幹 杉森伸一、健康こども課子育て相談グループ主幹 西海谷ひろみ、健康こども課児童支援グループ主幹 兼田稚子、水産林務課長補佐 田中千嘉伸、水産林務課水産林務グループ主幹 青山賢治、企画財政課財政グループ主査 峯田実、教育委員会教育長 阿部勉、教育総務課長 大口貢、教育総務課参事 澄谷順、教育総務課給食センター所長 根子敏男、社会教育課長 坂本雄仁、社会教育課参事 中島一之、教育総務課教育管理グループ主幹 佐藤美貴、教育総務課学校教育グループ主幹 大西久践、教育総務課学校教育グループ主幹 宮戸和幸、社会教育課社会教育グループ主幹 藤本祐司、社会教育課図書館長 中島一之、社会教育課ふるさと館JRY館長 中島一之、農業委員会会长 吉村智之、農業委員会事務局長 宮本則幸、代表監査委員 水野豊、監査委員事務局長 近藤康弘、監査委員事務局次長 蔡悟志、選挙管理委員会委員長 森谷重俊、選挙管理委員会事務局長 石塚謙太郎、選挙管理委員会事務局次長 中川友広

6 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長 近藤康弘、事務局次長 蔡悟志

会議に付した事件

別紙日程表に記載のとおり

## 令和6年第1回湧別町議会定例会

### 議事日程（第1日）

令和6年3月6日

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	行政報告
日程第 5 議案第 1号	令和5年度湧別町一般会計補正予算
日程第 6 議案第 2号	令和5年度湧別町国民健康保険特別会計補正予算
日程第 7 議案第 3号	令和5年度湧別町後期高齢者医療特別会計補正予算
日程第 8 議案第 4号	令和5年度湧別町介護保険特別会計補正予算
日程第 9 議案第 5号	令和5年度湧別町水道事業会計補正予算
日程第 10 議案第 6号	令和5年度湧別町簡易水道事業特別会計補正予算
日程第 11 議案第 7号	令和5年度湧別町下水道事業特別会計補正予算
日程第 12	令和6年度町政執行方針
日程第 13	令和6年度教育行政執行方針
日程第 14 議案第 8号	湧別町ゼロカーボン推進協議会条例の制定について
日程第 15 議案第 9号	湧別町太陽光発電設備の適正な設置と地域との調和を推進する条例の制定について
日程第 16 議案第 10号	湧別町犯罪被害者等支援条例の制定について
日程第 17 議案第 11号	湧別町商工会館条例の制定について
日程第 18 議案第 27号	公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて
日程第 19 議案第 12号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第 20 議案第 13号	湧別町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 21 議案第 14号	湧別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 22 議案第 15号	湧別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 23 議案第 16号	湧別町保育所条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第24 議案第17号 湧別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第18号 湧別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第19号 湧別町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第20号 湧別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第21号 湧別町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第22号 湧別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第23号 湧別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第24号 湧別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

## 開会宣言(10:00)

○議長 ただいまの出席議員は11名でございます。

これより令和6年第1回湧別町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程でございますが、皆様のお手元に配付しております日程により会議を進めたいと思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番、檜山君、10番、山本君を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る3月1日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長よりその結果の報告を願います。

7番、脇坂君。

(議会運営委員長結果報告)

○議長 議会運営委員長の報告のとおり、会期は本日から3月14日までの9日間とすることにご異議ありませんか。.

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から3月14日までの9日間とすることに決意いたしました。

日程第3、これから諸般の報告をいたします。

事務局長をして報告をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。

今定例会に提出されております案件は、町長提出といたしまして条例19件、予算14件、その他2件であります。

また、議会側といたしましては、承認2件であります。

次に、議案等説明員の関係でありますと、今定例会に議案等説明のため出席を求めた執行者と執行者の委任を受けて出席する職員は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。

次に、監査委員から1月分の例月出納検査について異常がない旨、議長に報告書が提出されております。

次に、去る2月9日の令和6年第2回町議会臨時会終了後から本日までの議会及び委員会活動等についてご報告いたします。

2月9日、議会全員協議会が開催されました。

2月13日、遠軽町においてオホーツク町村議会議長会役員会及び定期総会が

開催され、これに議長が出席いたしております。

2月16日、産業文教常任委員会が開催されました。

2月19日、総務厚生常任委員会が開催されました。

2月25日、文化センターTOMにおいて湧別原野オホーツククロスカントリースキー大会表彰式が行われ、これに議長が出席いたしております。

2月26日、北海道湧別高等学校において湧別高校生と湧別町議会議員との意見交換会が行われ、これに議長及び各議員が出席いたしております。

3月1日、北海道湧別高等学校において第69回卒業証書授与式が挙行され、これに議長が出席いたしております。

同日、議会運営委員会が開催されました。

3月3日、湧別漁業協同組合湧別ホタテ加工場においてホタテ玉冷製造工場の竣工式が挙行され、これに議長及び関係議員が出席いたしております。

同日、遠軽町において自衛隊入隊予定者壮行激励会が開催され、これに総務厚生常任委員長が出席いたしております。

3月4日、遠軽町において遠軽地区広域組合議会定例会が開催され、これに議長及び関係議員が出席いたしております。

3月5日、文化センターTOMにおいてゆうゆう厚生クリニック運営委員会が開催され、これに議長及び関係議員が出席いたしております。

なお、本定例会におきまして広報作成などのため随時写真撮影を行いますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長　これで諸般の報告を終わります。

日程第4、町長の行政報告を行います。

町長。

○町長　前回の議会以降における行政上の諸課題について報告申し上げます。

まず、1点目ですが、寄附の採納についてであります。去る1月23日にホクレン農業協同組合連合会代表理事長篠原末治様より湧別町まち・ひと・しごと創生推進事業に活用させていただく企業版ふるさと納税として、100万円のご寄附の申出をいただき、2月29日にありがたく受納させていただきました。この場をお借りしまして、ご寄附を賜りましたホクレン農業協同組合連合会様に厚くお礼を申し上げますとともに、お寄せいただきました貴重な净財は、ご意向に沿って有効に活用させていただきたいと存じます。

2点目は、第38回湧別原野オホーツククロスカントリースキー大会についてであります。今回で38回目となりました湧別原野オホーツククロスカントリースキー大会を去る2月25日に開催いたしました。本大会は、新型コロナウイル

スなどの影響もなく、通常開催の大会として国内最長の湧別原野80キロコースなど個人6種目と、5人で95キロを走りつなぐスキー駅伝の部と併せ、昨年を大きく上回る総勢824人の申込みがありました。しかしながら、遠軽地区の少雪の影響により、スタート地点である白滝から遠軽までのコースが造成できず、2月6日にクロスカントリースキー大会実行委員会臨時総会を開催し、遠軽東球場から湧別町のゴールまでの湧別コースをメインとして開催することといたしました。開催に向け準備を進める中で、2月中旬より50年に1度と言われる高温となり、湧別地区のコースも雪解けにより開催が危ぶまれる中、何とかコース整備を行い開催にこぎつけたところでございます。大会当日は、晴れ渡る青空の中、選手たちは懸命にゴールを目指し、湧別コースの完走率は99.34%となつたところです。このような状況の中、参加いただいた選手の皆様は、雄大な湧別原野を駆け抜けながら豊かな自然を堪能され、地元ボランティアの皆様との交流を楽しまれ、疲労こんぱいの中、感動と喜びの充実した表情をにじませていました。最後になりますが、大会開催に当たりご支援をいただきました多くの町民の皆様と関係機関の皆様方に心からお礼と感謝を申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長 これで行政報告は終わりました。

日程第5、議案第1号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第1号 令和5年度湧別町一般会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

2番、高田君。

○2番 26ページの総務費の一般管理費の1目の(4)、ふるさと納税推進に要する経費について質問いたします。

これは、当初3億円ということであるさと納税の見込みをしていたわけでございますけれども、それが1億5,000万円に減額をしたいということで、このような経費になったわけでございますけれども、このことに関しまして庁舎内においてこのふるさと納税に関しての対応ということに関しましてはどのようなことを行っているのか。この3億円というのは、当初過度な見込み、あるいは期待値が高かったのかもしれませんけれども、それでもある程度の金額は途中経過ということである程度の見込みができると思うのでございますけれども、それに対して庁舎内において状況を踏まえてどのような話がされて検討された

かということでございます。

それと、やはり本町においては例の原発から出た処理水の放水によりまして中国が水産物の禁輸をしているということにおいての一番の本町としてのメインであるホタテですね、これに関して返礼品として採用しているわけでございますけれども、どれだけのそういうふるさと納税する方のホタテに関しての希望数があったのか、希望額があったのかということでございます。

その2点、まずお聞かせをいただきます。

○議長 未来づくり担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長 高田議員のご質問にお答えいたします。

26ページ、ふるさと納税推進に関する関係であります。本年度の当初予算におきましては、3億円の寄附の見込みを立てておりまして、実質的には1億5,000万円の寄附になるのではないかという見込みで今回補正予算を計上させていただいております。令和4年の当初予算においても3億円という見込みで計上させていただきまして、結果的に今年と同じような感じで数字的にはなっております。当初予算で令和4年から令和5年の見込みを立てるときに、予算の減額といいますか、見直しを行うべきだった部分もありますけれども、後ろ向きな予算の計上になるということと、議員申されるとおり期待する数値として3億円を計上させていただいた内容でございます。

また、庁舎内での対応でありますけれども、この事務、企画財政課の未来づくりグループで所管しているわけであります、この部分で寄附拡大に向けた受付サイトの拡大ですか返礼品事業者さんとの調整ですか、中間代行業者との調整あるいはPR動画の作成などなど、そういった部分で鋭意努力をしているわけでありますけれども、なかなか皆さんが思うような数字に至っていないという部分であります、今後もいろいろと努力をしてまいりたいというふうに思っております。

それで、本町のホタテの処理水の影響に伴います寄附額でありますけれども、本年度のホタテについては、8月の処理水の影響による消費拡大応援というか、そういったことの期待値もあります、昨年は1,500万円ちょっとの寄附があったわけですけれども、今年については3,800万円ほどの寄附であります、1億5,000万円のうちの3割ぐらいを占めるというようなことで、昨年から33%増ということになっております。これも処理水の応援ということで、ホタテですか海産物系の返礼品の商品の頭に水産物を応援してくださいというようなメッセージをつけたり、そういったこともありますし、北海道庁さんのほうで水産物応援セールというのもやりまして、そういったことも踏まえてこのホタテの伸びがあったというように捉えております。

以上でございます。

○議長 9番、檜山君。

○9番 補正予算書24ページです。給与費の一般職の退職手当、これ先ほどの説明では何か制度改正のような話がありましたが、あまりにも大きな額の減額ですが、どういうような内容なのか教えていただければというふうに思います。

それから、54ページの海水供給施設6,320万円の関係であります。海水をホタテ玉冷加工場へ供給するということではあります、これについては道補助を町の予算を経由して交付するということではあります、工事が今からではできないのではないのかなというような気もするので、これは工事が完了しているのだけれども、道補助が決定したので、今予算措置をするということなのか、その辺を教えていただければと思います。

○議長 総務課長。

○総務課長 檜山議員のご質問にお答えをいたします。

一般職の退職手当の減額の理由でございます。先ほど企画財政課長のほうから説明がありましたとおり、制度改正でありますけれども、これは職員の定年が昨年12月に議会の議決をいただいて、定年条例を改正いたしましたけれども、令和5年から15年までの間、10年をかけて定年の年齢を60歳から65歳まで上げていくとなりますので、したがいまして退職者が隔年に発生するということになりますから、当然その負担金のほうも隔年といいますか、半分という形で計算をするということになりました。ですので、当初見ていたより100分の50、いわゆる2分の1の計上に制度が改正になったものですから、今回の減額となつたものでありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 水産林務課長。

○水産林務課長 檜山議員の改正供給施設整備補助金の関係でありますが、こちらにつきましては令和5年4月1日から取りかかりまして、指令前着手ということで事前に届出を出しまして、もう工事は8月いっぱいで終わっていまして、その後に内示が出ましたので、今回補正をさせていただきまして、これから支出をするという形になりますので、理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

○全員 (なし)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異議なし)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

11時10分まで暫時休憩いたします。

休憩宣言(10:57)

再開宣言(11:10)

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議案第2号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第2号 令和5年度湧別町国民健康保険特別会計補正予算。

○議 長 提案者の説明を求めます。

健康こども課長。

(健康こども課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 (なし)

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 (なし)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異議なし)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第3号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第3号 令和5年度湧別町後期高齢者医療特別会計補正予算。

○議 長 提案者の説明を求めます。

健康こども課長。

(健康こども課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 (なし)

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第8、議案第4号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第4号 令和5年度湧別町介護保険特別会計補正予算。

○議 長 提案者の説明を求めます。

福祉課参事。

(福祉課参事提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第9、議案第5号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第5号 令和5年度湧別町水道事業会計補正予算。

○議 長 提案者の説明を求めます。

水道課長。

(水道課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第10、議案第6号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第6号 令和5年度湧別町簡易水道事業特別会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

水道課長。

(水道課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第11、議案第7号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第7号 令和5年度湧別町下水道事業特別会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

水道課長。

(水道課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩宣告(11:50)

再開宣言(13:00)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12、町長より令和6年度町政執行方針の申出がありますので、これを許します。

町長。

○町長 令和6年第1回湧別町議会定例会の開会に当たり、町政執行に臨む私の基本姿勢と主要施策の概要を申し上げ、町民の皆様、並びに議員の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私が、町民の皆様をはじめ、町内各方面の方々からの力強いご支援とご理解を賜り、町政の重責を担わせていただくことになってから早くも2年4か月が経過し、任期の折り返しを過ぎたところであります。

この間、まちづくり懇談会など様々な機会を通じ、町民の皆様との対話を重ね、町政に対する多くの貴重なご意見をいただきてまいりました。

年々、多様化・複雑化する社会にあって、行政が取り組むべき施策や解決しなければならない課題は山積しておりますが、引き続き町民の皆様から寄せられた声を施策に反映できるよう、前例にとらわれることなく、スピード感を持って対応してまいりたいと考えております。

これからも変化を恐れずに、30年後・50年後の湧別町の未来を思い描きながら、町民が安心して暮らせる持続可能な地域社会の実現を目指し、全身全霊で取り組んでまいる所存であります。

我が国の経済情勢ですが、景気は、このところ一部に足踏みも見られるものの、穏やかに回復しているとされ、先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で各種政策の効果もあって、穏やかな回復が続くことが期待されておりますが、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れがリスクとなっており、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動、さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある、とされています。

政府は「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、物価高騰や景気の下振れリスクへの当面の対応を示しつつ、新しい資本主義の実現に向けた取組

として、構造的賃上げ実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本的強化等を掲げております。

地方行財政においては、引き続きデータとデジタル技術の活用やクリーンエネルギーの活用による社会システムの変革を推進するとともに、こども・子育て政策の強化、地方への人の流れの強化による地域づくりの推進などに取り組み、また、従前からの課題である防災・減災対策やインフラ施設の長寿命化、人への投資などに係る新たなサービス需要の増加といった様々な課題に対処していくことが求められております。

このような状況の中もありましても、第3期湧別町総合計画の理念である「人と自然が輝くオホーツクのまち」の実現を目指し、まちづくりの礎となる計画を円滑に推進していくため、限られた財源の有効活用を図りながら、行財政運営全般にわたり厳しく見直しを行うとともに、未来志向の中でスピード感を持って必要な町民サービスに応えられる行財政運営を行ってまいりたいと考えております。

それでは、令和6年度において、重点施策として掲げました事項について申し上げます。

第1は、ゼロカーボンの推進であります。

地球温暖化による気候変動は、避けて通ることができない喫緊の課題であります。

本町においても、異常気象による被害、農作物や生態系への影響が出始めていることから、国及び北海道の動向を踏まえ、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指し、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を推進していくことを、ここに宣言いたします。

そして、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めるに当たって、町民・事業者・行政による、オール湧別で新たに協議会を設置いたします。

本年度の具体的な取組としては、公共施設の照明器具のLED化をさらに進めるとともに、EV公用車を導入し、災害時の非常用電源としての活用と併せ、省エネ・再エネの推進を図ってまいります。

また、脱炭素化の新しい選択肢として示されたブルーカーボンの生成に向けて、湧別漁港周辺の海域にメタン発酵消化液を活用した水畜連携による藻場造成の実証試験に取り組んでまいります。

今後においては、役場新庁舎のZEB化、更新時における公用車のEV化を進めるとともに、全国の先行自治体の優良事例なども参考にしながら、本年度策定予定の「地球温暖化対策実行計画・区域施策編」に基づき、取組を加速してまいりたいと考えております。

第2は、子育てしやすいまちづくりについてであります。

子育て支援については、子育て世代包括支援センターを支援拠点とし、認定こども園や保育所、子育て支援センターなどの母子関連施設と連携を図るとともに、児童虐待対応の拠点機関として、健康こども課内に子ども家庭総合支援拠点を設置し、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう子育て環境の充実に努めてまいります。

児童手当については、異次元の少子化対策の実現に向けて国が策定した、こども未来戦略に示された方針に基づき、令和6年10月分から支給対象年齢を18歳まで延長するなど拡充いたします。

幼児教育・保育については、老朽化した芭露保育所の改築に向け実施設計に取り組んでまいります。

また、公私連携幼保連携型認定こども園と町立認定こども園・保育所において、町内の子供たちが必要なときに教育・保育が受けられるよう、引き続き環境の充実に取り組んでまいります。その一つとして、本年4月分より、子育て世代の経済的支援とともに、より一層子供を産み育てやすいまちづくりを進めため、これまで一部の保護者の方にご負担いただいたゼロ歳児から2歳児までの保育料を無料にし、保育料の完全無償化を実施いたします。

第3は、产学官連携によるまちづくりについてであります。

日本全体が人口減少時代に突入し、本町においても高齢化や若い世代の都市部への流出によって、地域の担い手不足が喫緊の課題であります。

このため、総務省が所管する地域力創造アドバイザー制度を活用して、外部有識者のお知恵をお借りしながら、町民の皆様とともに、地域力を高めるための具体的な取組を議論してまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症の拡大以降、都会で暮らす人たちの地方での生活に対する関心の高まりを受け、移住体験住宅やコワーキングスペースの整備を行うなど、移住の推進、交流人口や関係人口の拡大に取り組んでまいりました。

本年度においては、本格的に保育園留学の実施に取り組むため、都会に住む子育て世帯に対して本町の恵まれた自然環境や地域資源、食の魅力、子育て支援策などを発信するとともに、滞在中、快適に過ごせるように移住体験住宅の整備を行ってまいります。

湧別町産業間ネットワークについては、産業及び地域の活性化を推進するため、団体間の情報共有、町外への情報発信、特産品PR事業に加え、新たに、地域体験型観光の実証実験、団体・職域を超えた交流の場の提供、産業後継者を対象にした結婚支援イベントの開催など、構成団体と連携して取り組んでまいります。

新たな特産品として、友好都市の新篠津村産酒米を原料に、商工会、湧別漁業協同組合及び町外企業と連携して日本酒づくりに着手してまいります。

さらに完成した日本酒をサロマ湖内で海洋熟成させることによって、日本酒づくりに本町の独自性やストーリー性、及び付加価値を生み出すためのブランディング実証試験に取り組んでまいります。

令和2年1月に包括連携協定を締結した北海道大学大学院とは、湧別高校生との交流のほか、児童・生徒の学力向上への指導・助言を受けるなど、相互に連携・協力を図ってきたところであり、引き続き地域の活性化、教育及びスポーツ振興などにおいて連携してまいります。

また、小樽商科大学では、地方で働きながら高等教育を受けられる環境づくりを、自治体とともに目指す「ユニバーサル・ユニバーシティ構想」を打ち出しております。この構想は、地域の人材育成・確保、若年層の地元定着を主な目的としており、町内におけるニーズの把握、産学官の連携の推進など、同大学とどのような形で連携できるのか、産業団体及び企業などと検討してまいります。

第4は、自治体デジタルトランスフォーメーションの推進であります。

情報通信対策については、国が策定した「自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画」に基づき、自治体システムの標準化や行政手続のオンライン化などに計画的に取り組んでまいります。

本年度においては、令和7年度からの基幹業務システムの全国的な統一・標準化への移行に向けて、18業務を司る総合行政システム、戸籍システムなどを更新いたします。

住民に直結するサービスとして、パソコンやスマートフォンなどを使って、24時間いつでもどこでもオンライン申請ができる電子申請システム、申請書などへの手書き負担を軽減する窓口支援システム、マイナンバーカードによる図書の貸出しを可能とする図書館システムの導入を行います。また、既存の統合型地理情報システムに新たな機能を追加し、住民がインターネット上で津波・洪水・土砂災害ハザードマップを閲覧できる環境を整備いたします。

職員の業務の効率化及び災害時における業務の継続性を強化するため、職員間の業務連絡や文章生成AIとしても活用できる自治体専用のビジネスチャットツールを導入いたします。

今後においても、町民の皆様がデジタル化の恩恵を享受できるよう、マイナンバーカードの普及促進に努めるとともに、カードの利活用シーンの拡大を推進し、住民の利便性と行政サービスのさらなる向上を図ってまいります。

デジタル技術、特にスマートフォンを使った行政サービスが広がる一方で、デジタル活用に不安のある高齢者への情報格差対策が急務であることから、スマホ教室などを開催し、オンライン申請などに対する抵抗感を払拭し、定着を図ってまいります。

第5は、行政機能の集約化であります。

行政機能の集約化に係る庁舎の建設については、北海道内で唯一、合併新法で合併しました本町だけが使える財源である合併推進債が本年度借入れの期限を迎えます。

湧別町庁舎等集約化基本構想策定に引き続き、現在、湧別町新庁舎建設等基本計画の原案を本年3月中の策定に向けて、仕上げの段階に入っています。この後、予定しているスケジュールどおりに基本設計、実施設計へと着実に進めるよう、町民の皆様に丁寧に説明していくとともに、議員の皆様と慎重に協議を重ねてまいりたいと考えております。

お一人お一人いろいろな思いがあることは承知しておりますが、あのとき一つにしてよかったですと思えるように、これからも町民の皆様、並びに議員の皆様とともに湧別町のまちづくりを進めてまいります。

以上、重点施策を述べましたが、令和6年度の主要な事業につきまして、第3期湧別町総合計画の分野別大綱に沿って、その概要をご説明申し上げます。

初めに、「安全・安心で快適に暮らし続けられるまちづくり」について申し上げます。

定住促進及び住宅環境については、個人の持ち家を奨励し、特に子育て世代や転入者に対して手厚い支援を行っており、現在分譲中の第2はまなす団地、錦町リラ団地、開盛第2パークタウンに加えて、今後における宅地分譲計画を検討し、引き続き定住促進に取り組んでまいります。

また、民間資金を活用した賃貸住宅や社宅の建設に対し、継続して支援するとともに、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に公営住宅の整備を進めることにより住宅環境の向上を図ってまいります。

高規格道路旭川・紋別自動車道については、遠軽上湧別道路の早期着工と、それ以降の新規事業化に向けて、引き続き期成会とともに要望活動を行ってまいります。

空き家については、「湧別町空家等対策計画」に基づき取り組んできた対策の成果により、年々減少してきておりますが、75歳以上の高齢者のみで構成される世帯は約700世帯を数え、今後も増えていくことが予測されます。町としても、利活用が可能な空き家については、流通促進及び賃貸住宅化への支援を行うとともに、町が空き家所有者から借り上げて改修し賃貸住宅としての利用を進めるほか、不用な空き家については、空き家の除却費用に対して支援を行い、総合的に空き家対策に取り組んでまいります。

町営バスについては、町民の皆様の期待する声が多かった北見市への移動手段を確保するため、佐呂間町が運行するふれあいバス北見線に乗り継ぐことができる新たな路線を整備いたします。

今後においても、昨年度に策定した「遠軽地区地域公共交通計画」に基づき、将来にわたり持続可能な地域公共交通の実現に努めてまいります。

家庭などから排出される一般廃棄物については、自治会や町民の皆様のご理解とご協力により減量化が図られておりますが、今後もごみの減量が進むよう分別の徹底やリサイクル意識の向上を図ってまいります。

また、適切で効率的な収集体制の構築に取り組んでまいります。

なお、本年4月よりマテリアルリサイクル施設として、えんがるリサイクルセンターが稼働することに伴い、6月末をもって上湧別廃棄物処理場における燃やさないごみの受入れを終了いたします。

防災対策については、いざというときのために日頃から災害に備えておくことが重要であります。

本年元日に発生し甚大な被害をもたらした能登半島地震のような大規模災害においては、発災直後から初動期では、自助・共助が大きな役割を果たすということを改めて認識したところであり、本町においても地域の防災力の強化のため、自主防災組織未設置の自治会への立ち上げ支援や、設置済みの自治会には防災訓練・防災出前講座を通じた活動強化に対する支援を引き続き行ってまいります。

また、子供の頃から防災に対する知識や能力を身につけてもらうため、各防災関係機関の協力を得ながら、学校や地域における防災教育を推進してまいります。

交通安全対策については、昨年6月20日に町内における交通事故死ゼロ700日を達成したことから、新たな目標を1,000日に設定し、町民の皆様や関係機関と一緒に、交通安全思想の普及啓発に努めてまいります。

誰もが犯罪被害に遭うおそれがある現状を踏まえ、犯罪被害者などに対する経済的支援を含む条例を整備し、安全で安心して暮らすことのできる地域社会を目指します。

次に、「豊かな自然と産業がともに息づく活気あふれるまちづくり」について申し上げます。

農業については、農業関係者のご努力はもとより、えんゆう農業協同組合及び湧別町農業協同組合による農業施設の近代化などにより生産性の高い経営を展開し、発展してきましたが、生産資材などの価格高騰による影響を受け、その環境はますます厳しさを増している状況にあり、より一層両農業協同組合との連携を深め、農業振興策を推進してまいります。

家畜排せつ物の処理における環境負荷軽減を目的として、昨年、本格着工したオホーツク湧別バイオガス株式会社が建設している、集中型バイオガスプラントは、令和7年度中の稼働に向けて順調に工事が進み、現在まで約40%程度

の進捗となっており、引き続き支援を行ってまいります。

漁業については、近年、主力の外海ホタテガイが好調でありましたが、昨年8月の東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水の海洋放出に伴う中国の日本産水産物禁輸措置の影響により、漁獲金額は前年より下回る結果となりました。

国によるホタテガイをはじめとする水産物の消費拡大支援や輸出先の転換対策など、様々な対策が実行されておりますので、国内需要及び海外輸出の回復とさらなる消費拡大が図られるよう、今後とも、つくり育てる漁業の推進と漁業生産の安定確保に向け、湧別漁業協同組合と連携を図り、漁業振興策を推進してまいります。

また、湧別漁業協同組合が令和4年に着工した、ほたて玉冷加工場が、先月完成し、本年度より稼働を開始いたします。安定した原貝処理と製品生産量の増産が図られるとともに、高品質製品の製造による海外輸出拡大等の収益確保により、漁業経営の安定、地域振興への寄与が期待されるところであります。

さらに、湧別漁業協同組合が計画している外国人技能実習生などの従業員確保のための宿舎の建設、老朽化が著しい中番屋地区導船物揚げ場の岸壁の補強・拡幅を行う整備事業に対し支援してまいります。

林業については、手入れ不足の森林が増えていることから、その改善に向けて、遠軽地区森林組合や林業関係団体などと連携を図りながら、私有林の整備及び森林整備を担う林業関係団体の人材確保に対する支援を継続してまいります。

商工業については、エネルギー・食料品などの物価動向など、依然先行きが不透明な経済状況にあることから、町と商工会がそれぞれの役割の下、町内事業所の持続・発展に向け取り組むとともに、新たな起業と雇用を創出し、商工業の振興と安定を図るため継続して支援を行ってまいります。

また、旧北海道銀行中湧別支店店舗を商工業振興の新たな拠点とし、地域経済の活性化とにぎわいのある商店街の形成を目指します。

観光振興については、観光需要の回復を見据え、自然景観やチューリップなど、四季折々の豊かな地域資源を広く道内外へ情報発信をして誘客を図るとともに、近隣観光地と連携を密にして周遊性を高める取組や観光PRを実施することで、持続可能な観光の推進を図ってまいります。

さらに、チューリップフェアなど、湧別町ならではの観光イベントの充実を図るとともに、合併15周年を記念した花火大会の実施により、町外からの誘客に加え、町民が地域の魅力を知り愛着や誇りを持てるような観光振興の実現を図ってまいります。

地域おこし協力隊については、都会から地方への人の還流、地方における担

い手対策として有効な制度であり、本年度においては、地域・教育魅力化コーディネーターとして1名の方が湧別高校へ、介護士としてインドネシア国籍の2名の方が町内社会福祉法人に着任されますので、既存隊員とともに、日常生活や業務において不安を感じることがないよう支援してまいります。

次に、「誰もがいきいきと笑顔で暮らせるぬくもりのあるまちづくり」について申し上げます。

町民の皆様が健やかで安心して暮らしていくため、総合健診や予防接種をはじめとした各種保健事業を実施し、町民の皆様の健康維持に向けた活動を継続してまいります。

地域の医療を守り続けることは、町の重要課題の一つであります。2次医療機関である遠軽厚生病院をはじめ、ゆうゆう厚生クリニックに対しまして、各種支援を継続するほか、医師や地域医療体制の確保に向けて、関係団体と連携しながら、国及び北海道への要請活動を継続いたします。

また、町内で唯一、入院病床を有する曾我病院に対しまして、令和3年度より入院病床の維持に係る費用の一部を財政支援しておりますが、新型コロナウイルス感染症の5類移行後も患者が戻らず、依然厳しい経営状況にあることから、継続して支援いたします。

障害者福祉サービスについては、本年度から始まる「第7期湧別町障がい者基本計画・障がい福祉計画」及び「第3期湧別町障がい児福祉計画」に基づき、障害のある方々が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう継続して各種事業を実施してまいります。

高齢者福祉及び介護保険事業の対象となる65歳以上の高齢者は、本年1月1日現在、3,146人で、昨年同時期より27人減っておりますが、高齢化率は0.2ポイント増の39.4%と毎年上昇しております。

このような中においても、高齢者が持てる力を十分に發揮し、自立した生活を送ることができるよう介護事業所や医療機関などと連携しながら、支援体制の充実・強化及び健康維持を図るため、介護予防事業や老人会など高齢者への支援を推進してまいります。

また、本年7月1日の合併に向けて準備を進めている社会福祉法人湧別福祉会と社会福祉法人上湧別福祉会に対し、円滑に合併が進むよう支援するとともに、合併後においても、引き続き地域に根差した福祉サービスの拠点としての役割を担っていただけるよう支援してまいります。

介護保険については、本年度から始まる「第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」において、介護サービスの利用増により介護給付費の増加が見込まれておりますが、保険料基準額を200円増の5,200円に設定させていただきました。

母子保健事業については、保護者と生まれてくる子どもの早期歯科予防を図るため、新たに妊婦及び配偶者などを対象に歯科健診費用の一部を助成する事業を開始するほか、弱視や斜視などの早期発見のため、本年度の3歳児健診から屈折視覚検査を実施いたします。

また、乳幼児健診及び相談事業のほか、保健師による家庭訪問や出産子育て応援給付金事業などを通じて、妊娠期から出産・子育て期にわたり、困難を抱える妊婦・子育て世帯に寄り添う伴走型支援を継続して実施いたします。

次に、「豊かな心とふるさとを愛する心を育むまちづくり」について申し上げます。

学校教育については、令和7年4月に開校する上湧別地区義務教育学校の施設整備として、現在の上湧別中学校の校舎改修工事を行うとともに、開校に向けた準備を進めてまいります。これにより町内全ての小中学校が義務教育学校となり、本町が目指す小中一貫教育を推進し、新しい時代にふさわしい教育を実現するための学校づくりを進めてまいります。

学校給食については、燃油高などに伴う食材価格の高騰が続いている状況であります。子育て世代の負担を軽減するため、保護者の皆様にご負担いただいている給食費を据え置くことといたしました。

湧別高校については、少子化の影響や進学先の選択肢の広がりなどによって入学者数の減少が続いており、1学年2間口を確保するため、北海道教育委員会への要望活動のほか、様々な対策を講じておりますが、本年度の入学者数は40名を下回る見込みのため、2年連続で全学年が1クラスになる見込みであります。

1学年2間口確保に向けて、公設塾や学生寮の整備を検討するなど、できる限りの施策を取り入れなければならないと考えており、高校教職員、地域の皆様をはじめ外部の方々のお知恵やお力を借りしながら、持続可能で魅力ある高校づくりに取り組んでまいります。

なお、教育委員会の所管行政に関する方針につきましては、この後、教育行政執行方針において、教育長より詳細を申し上げます。

国際交流については、コロナ禍により対面での交流が途絶えておりましたが、昨年、カナダ・ホワイトコート町とニュージーランド・セルウィン町を公式訪問させていただき、両友好都市との長年の交流により築き上げてきた絆と信頼の深さを改めて認識したところであります。

引き続き、国際交流事業の推進を通じ、町民の国際理解及び国際感覚を養うため、両友好都市との友好親善を推進してまいります。

なお、本年度の相互交流事業については、9月にホワイトコート町を訪問する予定をしております。

次に、「町民一人ひとりが支え合い助け合う思いやりのあるまちづくり」について申し上げます。

自治基本条例に基づいた町政運営を職員と一丸となって進めていくとともに、昨年に引き続き自治推進委員会による条例の点検・見直しの検討を行ってまいります。

将来にわたって持続可能な行政運営を図るため、「第3次行政改革大綱」に基づき、P D C Aサイクルにより事務・事業の実施プロセスや成果の検証を行い、効率的で効果的な行政運営に努めてまいります。その上でも、質の高い行政サービスを推進する人材が求められることから、職員に対し研修への積極的な参加を進めていくとともに、本年度も文部科学省及び北海道に職員各1名を継続派遣し、町民のニーズに的確に対応できる人材育成を図ってまいります。

広報活動については、広報ゆうべつやホームページ、S N Sを活用しながら効果的・効率的に地域の魅力から身近な情報まで幅広く分かりやすい情報発信に努めてまいります。

広聴活動については、これまで実施してきた町長とのふれあいトークや地域担当スタッフ制度、まちづくり懇談会、町長への手紙などの機会に加え、町民の皆様の思いを聞く機会を拡充し、町民との対話を基本とするまちづくりに取り組んでまいります。

まちづくりの基本は、地域づくりであり、町民にとって身近なまちづくりの参加方法は、地域コミュニティの代表である自治会への参加であります。

しかしながら、高齢化や担い手不足、コロナ禍における住民同士のつながりの希薄化など、将来的な自治会活動の存続を危惧しております。

持続可能な地域づくり、自治会活動を維持するため、令和4年度より自治会に策定を推進している「地域の活性化計画」について、引き続き地域の皆様とともに取り組んでまいります。

また、町内にはベトナムやインドネシアなど約220人の外国人が生活しており、まちづくりを支える重要な担い手であることから、外国人の方々が安心して日常生活を過ごせるよう、本町における多文化共生の地域社会について、引き続き検討を進めてまいります。

ふるさと納税制度については、これまで町内及び町外事業者との連携・協力体制の強化を図りながら返礼品を提供しており、これからも豊富な地域資源を生かした新たな特産品などの開発や魅力・イメージアップに取り組む町内事業者に対し支援してまいります。

さらには、都市部への情報発信の強化や寄附受付ポータルサイトの充実のほか、他自治体の取組事例も参考にしながら、ふるさと納税制度を活用した産業の活性化、特産品の販路拡大、知名度向上を図ってまいります。

また、企業版ふるさと納税制度については、本町のまちづくりの施策を全国に発信するとともに、私の熱い思いを町外企業の皆様に共感いただき、本町を応援いただけるよう取り組んでまいります。

昨年度からeスポーツを活用したまちづくりに、ステップを踏みながら取り組んでおります。

eスポーツは、性別、年齢、ハンディキャップ、国籍などの垣根を超えて、誰もが一緒にスポーツをする「する」「みる」ことができるツールであり、本年度においては、湧別高校eスポーツ部の活動支援、屯田七夕まつりでの体験会、小中学生向けデジタル講座、町民ワークショップの開催に加え、新たに介護予防レクリエーション教室を開催して、住民理解及び気運の醸成に取り組んでまいります。

新年度予算は、限られた財源と我が町の保有する資源を有効に活用し、町民の福祉向上を最優先と考え、住民生活の安定と町の持続的発展に向け、冒頭で申し上げました、ゼロカーボンの推進、子育てしやすいまちづくりなどの5つの施策に重点を置いて編成いたしました。

なお、予算編成の詳細については、各会計予算書によりご説明申し上げさせていただきます。

令和6年度における各会計の予算額については、

一般会計	102億5,200万円
国民健康保険特別会計	14億8,640万円
後期高齢者医療特別会計	1億8,440万円
介護保険特別会計	11億5,400万円
水道事業会計	2億6,980万円
簡易水道事業会計	1億3,370万円
下水道事業会計	6億710万円
7会計 合わせまして	140億8,740万円

となりました。

以上、令和6年第1回湧別町議会定例会に当たり、町政執行に臨む私の基本姿勢について述べさせていただきました。

本年は、平成21年10月5日に旧上湧別町と旧湧別町が合併して新たな湧別町が誕生してから15年の節目の年を迎えます。

私たちには、先人たちが幾多の困難に立ち向かい、守り育ててきた豊かな自然環境や、築き上げてきた歴史・文化を次の世代へ引き継いでいく責任があります。

子供が生まれ育ち、やがて旅立つ日を迎えます。

この湧別で生まれたこと、この湧別で過ごしたことを誇りに思い、いつの日

かまた戻ってきてくれる、湧別をそんな町にしたいと考えております。

議員の皆様をはじめ町民の皆様のなお一層のご支援とご協力、ご協賛を賜りますようよろしくお願い申し上げ、令和6年度の町政執行方針といたします。

○議長　これで町政執行方針は終わりました。

日程第13、教育長より令和6年度教育行政執行方針の申出がありますので、これを許します。

教育長。

○教育長　令和6年第1回湧別町議会定例会の開会に当たり、教育委員会の所管行政に関する主要な方針を申し上げます。

コロナ禍を乗り越え、新たな令和の時代の日常生活が再始動しました。町の教育・文化・スポーツの分野でも様々な取組が再開され、新たな取組が生まれつつあります。この変化の激しい社会において、子供たちはバランスの取れた生きる力を身につける必要があります。教育の観点では、子供から高齢者までの成長を考慮しつつ、社会全体で教育活動に注力することが求められています。誰一人取り残されることなく、持続可能な社会の創り手となるためには、幅広い学習機会を提供し、全ての人が社会の一員として活躍できる環境を整えることが重要です。

教育委員会といたしましては、学校教育の柱を「知」・「情」・「意」・「体」・「郷土」と定めて、子供たちに、確かな学力、豊かな人間性、自らを律する心、健康と体力、郷土を愛し守る心をバランスよく育ててまいります。

社会教育にあっては、基本理念を「ふるさとを知り、ふるさとを好きになり、ふるさとを守り育てる」と定め、町民一人一人が、心の豊かさや生きがいを持ち生活するために、いつでも、どこでも、誰もが学ぶことのできる生涯学習社会の実現に努めてまいります。

このような考え方の下、湧別町の教育目標を

- 1　社会に参画できる実践的な能力を育む
- 2　自他を尊重し、共に支える豊かな心を育む
- 3　自らを律し、自ら行動する積極的な心を育む
- 4　健やかな体と命を尊ぶ心を育む
- 5　自然・環境を守り、伝統と文化を尊重し、郷土を愛する態度を育む

5つの教育目標を制定し、令和6年度に取り組む重点施策について申し上げます。

第1は、小中一貫教育の推進についてであります。

優れた教育環境を確保するため、町内全域で小中一貫教育を取り入れ、本町が目指す義務教育9年間を見通した一貫性のある教育を充実させ、新しい時代にふさわしい学校づくりを進めてまいります。

湧別町型小中一貫教育の実現に向けては、町内全ての学校が取り組んでいく、学び合いのある学びによる学校づくりが重要であります。子供同士がお互いに理解し合い、頼り合えるなど安心できる人間関係を基盤に学校生活を送ることができるよう、一人残らず全ての子どもの学ぶ権利を保障する、どの子どもも安心して学ぶことができる環境を創るという理念に基づき、学び合いのある学びの活動を充実させ、授業づくりを通して学校づくりを行ってまいります。

本年度の教育施設整備につきましては、本町3校目となる上湧別地区義務教育学校を令和7年4月の開校に向け、昨年度から進めてきた増築校舎の建設と中学校棟の改修工事を実施いたします。また、開校に向けた準備については、PTAや学校運営協議会による開設準備委員会や、教職員による開校準備委員会で協議を行ってまいります。

さらに、上湧別地区義務教育学校の開校に伴い、閉校となる小中学校の閉校記念事業については、現在、地域と協議を進めており、取りまとめ次第予算化し、支援を行ってまいります。

第2は、学力向上の取り組みについてであります。

全国学力・学習状況調査での平均学力は、小学校が全国平均を上回り、また中学校においても全国平均同等まで到達することができ、各学校において、湧別町型学校力向上事業に取り組み、主体的・対話的で深い学びの事業の実現のため教職員全体で取り組んでいる結果が表れています。

また、北海道大学大学院教育学研究院の支援により、中学校での学びの共同体の授業スタイルによる学力向上を継続的に進めるほか、昨年度に引き続き、「湧別町学校力向上プラン」の取組を進めるとともに、本年度は新たに、湧別町型学び合いのある学びの活動を充実させ、どの子供も安心して学ぶことができる環境づくりに取り組んでまいります。

第3は、ICT教育についてであります。

GIGAスクール構想により整備が進んだ1人1台端末など、ICT環境は、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを実現するための基本的ツールとして、必要不可欠であります。

本年度は、個別学習におけるデジタル教材などの活用によりデジタル教科書の積極的活用に努めるほか、協同学習ではタブレットなどを活用して、より深い学びや聞き合い学び合いを促進し、子供たちにとって最適な学習環境が実現するよう努めてまいります。また、GIGAスクール構想により整備された1人1台端末の計画的な更新に向けて検討してまいります。

第4は、安全・安心な学校づくりについてであります。

新型コロナウイルス感染症及び季節性感染症の対策については、引き続き国

の対応ガイドラインや衛生管理マニュアルに基づく対策に取り組みながら、感染防止に努めてまいります。

また、感染症発生により、学校が通常の教育活動を行えなくなったりした場合でも、オンライン授業やタブレット持ち帰りなど、子供たちの学びを確実に保障し得る対策を行ってまいります。

登下校の安全確保については、「湧別町通学路交通安全プログラム」に基づき、危険個所の早期発見、必要に応じて合同点検を実施するなど、地域や警察・道路管理者と連携して安全確保に努めてまいります。

第5は、豊かな心と健やかな体の育成についてであります。

豊かな心を育むため、道徳授業や集団生活のルールを指導するとともに、運動の習慣化や規則正しい生活、スマートフォンやゲーム依存の防止なども指導することで、心と体が調和した優れた人格形成を図ってまいります。

いじめについては、決して許されない行為であるとともに、どの児童生徒にも起こり得るものであることを十分認識し、早期発見と素早い対応に努め、児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、家庭や関係機関と連携して取り組んでまいります。

不登校については、子供一人一人が、学校に行きたい、みんなと過ごしたいと思えるような、よりよい集団をつくるため、教職員による居場所づくりと、教職員、子供による絆づくりに努めてまいります。

第6は、特別支援教育についてであります。

支援を必要とする児童生徒個々に応じた支援を行うため、本年度も通級指導教室をゆうべつ学園に設置し、ここを拠点として他校へ教員が巡回して通級指導を実施してまいります。

また、特別支援教育支援員を引き続き配置し、関係機関との連携を図り適切な支援を提供してまいります。

第7は、中高一貫教育についてであります。

町内中学校・義務教育学校後期課程と湧別高校で行う中高一貫教育は、キャリア教育を連携の柱として平成17年度から実施しております。

しかし地元中学生の湧別高校への進学率が伸び悩み、昨年度は、魅力ある中高一貫教育を目指して、連携の柱について見直しを行いました。

新たな連携の柱として、従来のキャリア教育を改め、主体的・対話的な学習、地域と連携した探究的活動を連携事業の柱とし、深い学びや地域参画力を養い、問題解決能力を身につけることなど、魅力ある中高一貫教育となるよう取組を進めてまいります。

また、これまで連携の柱として取組を進めてきたキャリア教育については、子供たちの勤労観や職業観を育むため各学校において引き続き、取組を行って

まいります。

第8は、北海道湧別高等学校への支援についてであります。

湧別高校の魅力化と入学者数の増加を図るため、北海道湧別高等学校存続対策事業を継続して実施してまいります。また、昨年新設されたソフトテニス部のテニスコートについては、昨年度に引き続き、改修工事を行い、オムニコートの整備を実施してまいります。

第9は、国際理解教育の推進についてであります。

外国語教育については、英語検定資格の取得を目指す、英検チャレンジ事業を昨年に引き続き、実施いたします。

また、新型コロナウイルス感染症の流行以来、国際交流活動はオンラインによるものに限定されていましたが、昨年度4年ぶりとなるニュージーランド・セルウィン町へ中学生・高校生を派遣する相互交流事業を再開することができました。本年度の相互交流事業においてはカナダへの派遣を実施する予定であります。

第10は、学校給食センターの運営についてであります。

学校給食については、施設内の衛生管理を徹底し、地場産や北海道産の食材を優先的に使用した栄養バランスの優れた給食を提供してまいります。

また、食育については、食の大切さや食に関する正しい知識と食習慣を身につけるための栄養教諭による指導を行ってまいります。

本年度の給食費については、賄材料費の高騰が続いているのですが、昨年同額に据置きとし、1食当たり小学生247円、中学生285円で提供してまいります。

施設整備につきましては、照明のLED化改修工事を実施いたします。

第11は、社会教育の振興についてであります。

社会教育では、本年度2年目となる「第3次社会教育中期計画」の「人、自然、ふるさとから学び、地域とともに生きる」という基本理念に基づき、人々が生涯を通じて健康で生きがいを持って暮らすため、それぞれのライフステージに応じた取組を進めてまいります。

家庭教育については、核家族や共働きが一般化した現代においては子育ての知識や知恵を得る機会が減り、子育てに不安を感じている保護者も少なくありません。

このため、子育て世代包括支援センターと連携強化を図り、家庭教育研修会や親子で参加できる講座などの学習機会の充実に努めてまいります。

青少年教育については、次代を担う子供たちが心身ともに健やかに成長することは、親はもとより地域社会にとっても変わらぬ願いであります。この時期は人格形成の基礎がつくられる最も大切な時期であります。

このため、家庭、学校、地域との連携により、現在実施しております、湧ゆ

う湧くわく体験塾や児童宿泊研修会・百人一首教室などのほか、子ども会の連合組織である青少年指導センターと協力し、ミニバーボール大会など子供たちの交流事業の提供に努めてまいります。

また、昨年度に友好都市提携20周年を迎えた新篠津村との絆をさらに深めるため、本年度は湧別町を舞台に、小学生の交流キャンプを実施いたします。

青年団体協議会は、町イベントの参画など地域に根差した活動を積極的に展開しておりますので、今後も自主性を尊重しながら研修や学習機会の提供など活動支援に努めてまいります。

成人教育については、学習領域も日常生活や職業上の課題に加え、健康や政治経済への関心など多岐にわたります。このため成人期に求められるニーズや今日的課題に応じた学習機会の提供に努めてまいります。

町民大学は、実行委員会が主体となって企画運営いたしております。本年度は、合併15周年記念事業として、魅力ある著明な講師を選定いただき、多くの町民が関心を持たれる講演会になるよう支援してまいります。

また、お宝を訪ねる旅やふるさと講座を開催している社会教育関係団体への支援のほか、生涯学習振興奨励事業補助金により、自ら企画実施する自主事業を支援するとともに、町民の学習機会の充実に努めてまいります。

高齢者教育については、チューリップ生きがい大学での研修旅行やクラブ活動などの1年間を通じた学習と交流を柱としながらも、活動意欲の高いアクティビシニアの多様なニーズに応えるため、スマートフォン教室など少人数・短期間の学習機会を提供し、高齢者の学びを支えてまいります。

社会教育施設については、生涯学習活動の拠点となる施設でありますので、指定管理者の民間活力を活用しながら、町民が気軽に安心して利用できる施設運営に努めてまいります。

本年度は、文化センターTOMの大ホールの冷房設備を更新し、文化センターとしての機能充実を図ってまいります。

また、文化センターさざ波や湧別総合体育館の照明LED化を進め、電気料金の削減にも努めてまいります。

第12は、スポーツの振興についてであります。

スポーツは、個人の健康増進・体力向上のほか、コミュニティの形成において他者との交流が図られるなど重要な役割を担っております。

のことから、体育協会をはじめスポーツ少年団や自治会などと連携し、町民それぞれの年代に応じたスポーツ教室や、五鹿山マラソン大会や町民スケート大会・300歳バーボール大会などの各種大会を開催することにより、生涯スポーツの推進に努めてまいります。

また、合併15周年記念事業として、昨年度締結したレバンガ北海道との包括

連携協定に基づき、バスケットボール教室やトークイベントを開催し、子供から大人までスポーツの楽しさを実感できる取組を進めてまいります。

チャレンジデーについては、スポーツや健康づくりを推進するため、本町独自の取組として、時期や内容を見直して取り組んでまいります。

合宿誘致については、三井住友海上女子柔道部の合宿を5年ぶりに誘致するほか、新しい分野についても合宿の働きかけを行ってまいります。

第13は、芸術文化の振興についてであります。

優れた芸術文化に触れたときの感動や、自ら表現したときの喜びは、町民一人一人の創造性を育み、心を豊かにし、よりよい人生を築いていきます。

本年度は、合併15周年記念事業として、一般向け音楽公演を開催するほか、良いもの見よう聞こう会などの町民有志団体が企画する芸術文化公演に対して支援してまいります。

また、文化連盟をはじめとする文化サークルの活動を継続的に支援し、暮らしにゆとりと潤いを実感できる芸術文化の振興に努めてまいります。

第14は、部活動の地域移行についてであります。

部活動の地域移行については、国は令和8年度から中学校の休日の部活動について、学校部活動から地域クラブ活動に移行することを推進しておりますが、指導者や移動手段の確保など地域移行への課題も多いため、昨年度設置した湧別町部活動地域移行検討委員会での協議を進めながら、本町の実情に合った地域クラブなどへの移行について引き続き、検討してまいります。

第15は、博物館及び文化財保護活動についてであります。

ふるさと館JRY・郷土館については、収蔵資料の整理を進め、適正な保存に努めてまいります。また、資料や遺跡を活用した学校教育との連携による博物館学習を継続し、子供たちが歴史文化に触れる機会を提供してまいります。

文化財については、遺跡を保護し、次世代に伝えていく必要があります。

平成30年度より実施している北海道指定史跡「シブノツナイ竪穴住居跡」の調査結果の分析を進め、専門家による調査検討委員会、文化庁との協議等を行い、遺跡の価値の確認作業を継続してまいります。

第16は、図書館活動の振興についてであります。

図書館については、学習活動の重要な拠点であります。そのため、本の購入、展示、質問への対応などの図書館機能の充実に努めてまいります。

子供の読書機会を増やすため、ブックスタート事業、学校図書支援、移動図書館車運行、さらには各ボランティアとの協働による読み聞かせ会などの読書機会の提供を行い、読書普及活動の推進に努めてまいります。

また、マイナンバーカードで図書館の利用を可能とし、さらなる利便性の向上に努めてまいります。

以上、令和6年度の教育委員会の所管行政に関する執行方針を申し上げました。

教育委員会では、町民が生涯学び続ける環境づくりのため、職員一丸となり教育振興に取り組みますので、町民の皆様及び議員並びに教育関係者のご理解とご協力を心からお願いを申し上げ、令和6年度教育行政執行方針といたします。

○議長 これで教育行政執行方針は終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩宣言(14:05)

再開宣言(14:15)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14、議案第8号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第8号 湧別町ゼロカーボン推進協議会条例の制定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

4番、村川君。

○4番 お願いなのですけれども、この協議会の委員の候補の関係なのですけれども、今若い人のなり手がないということもありますけれども、極力若い世代の人たちを協議会の委員として入れて進めるようにお願いしたいというふうに思います。

ほかのいろんなものもありますけれども、平均とやっぱり高齢者が多くなってきてているというようなこともありますので、こういういろいろな部分から若い人に変えていかないと、いい方向に行かないのかなというふうに思いますので、その辺よろしくお願ひいたします。

○議長 企画財政課長。

○企画財政課長 村川議員からのご質問にお答えいたします。

今お話しいただきました若手の方をぜひ委員に委嘱をお願いしたいというお話ですけれども、うちの役場としては各団体にお願いして団体推薦という形を今想定しております、その依頼をする際に村川議員おっしゃったとおり、できるだけ若い方を出していただけるようなことを含めてお願いしていくたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

○全員 (なし)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第15、議案第9号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第9号 湧別町太陽光発電設備の適正な設置と地域との調和を推進する条例の制定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

企画財政課未来づくり担当課長。

(企画財政課未来づくり担当課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

9番、檜山君。

○9番 1点伺います。

この条例は、太陽光発電を規制することではなくて、地域と調和を図り、住民生活や環境に配慮し、適正な事業を推進するためのルールづくりというか、そういうことで町民懇談会あるいは総務厚生常任委員会等で説明があったと思います。説明では、法令、規制以外に市街3地区、湧別、中湧、上湧の市街のところに道道あるいは国道から半径30メートル以内を規制区域とする旨の説明があったものであります。第8条で規制区域、これらを設けていますが、先ほど申し上げた町内市街の3区域については、ここには出てこない。つまり規則で定めるのかなというような気をしているわけでありますが、これらについては条例規定とすべきでなかったのかというふうに思いますので、この辺の考えを教えていただきたいと思います。

○議長 未来づくり担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長 檜山議員のご質問にお答えいたします。

今お話のありました要協定区域の第7号、主要道路に接し住宅が密集している区域のうち規則で定める区域という部分であります。条例で規定すべきではないかというお話でありましたけれども、まず第8条で禁止区域を設定いたし

まして、次の条で要協定区域ということで主要道路に接した住宅が密集している区域については、条例で規定させていただいております。ただ、その範囲については、規則に委任しているということで、先般の議会全員協議会の中でも湧別要協定区域、それから中湧別要協定区域、それから上湧別要協定区域という部分を説明して続けてきたところであります。これらについては、今申し上げましたとおり範囲については規則のほうに委任をして運用をしていきたいということで考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 9番、檜山君。

○9番 規則でということですが、条例規定をすることで規則よりもより強い縛りになるのかなというふうに考えていたものであります、規則でということで了解はいたしますが、それではもう一つ次の観点でお聞きをします。

条例の第12条で太陽光発電設備を設置する場合に地域住民に事業計画についての説明を開催するものですが、説明以外にも設置場所の周囲の方々と施設の草刈りなどの管理、あるいは適正な管理することや日照権の関係などを考えたときに、周囲の方々と協定を事前に結ばずということも一つあるのではないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長 未来づくり担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長 檜山議員の質問にお答えいたします。

住民との協定の締結がというお話ありましたけれども、今回事業者と町の間で事前協議、事前相談を行いながら、場所の問題ですとか施設の大きさですか、そういったことを経済産業大臣の認定前に事前説明をするという前提に立っております。

そこで、今お話をありましたように、例えば草刈りの問題でありますとか住民の方々とのトラブルの問題ですとか、そういったことについては今町と事業者が結ぶ協定の中で、範囲といいますか、項目を定めていくように考えておりまして、住民と事業者が直接協定関係を結ぶというようなことはしないで、説明会の中で事業者が事業者の責任として住民に説明を行い、住民から意見を聞き、その対応等を町との協議をしていくという流れで手順を考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長 1番、関野君。

○1番 質問でありませんけれども、字句の意味が分かりませんので、ご説明をお願いします。

第22条第2項、ここに撤去に伴い発生した廃棄物の処理等の措置を適正に行うとありますけれども、これどこでどんなふうに、どういうごみになるのか、その辺分かる範囲で教えてください。ただ普通の燃えないごみ云々ではないで

すよね。その辺説明願います。

○議長 未来づくり担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長 関野議員のご質問にお答えいたします。

廃棄物の撤去に伴い発生した廃棄物の処理という部分の廃棄物の種類については、産業廃棄物ということありますので、そういういた法律にのっとって処理していただくということになろうかと思います。

○議長 1番、関野君。

○1番 産業廃棄物、例えどこに搬入すればよろしいのですか。

○議長 未来づくり担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長 どういった処理の仕方が行われるかどうかというのは、私は今のところ把握しておりませんけれども、報道等では太陽光パネルの廃棄物の処理については、まだきちんと処理方法が、リサイクルですかそういったことの処理方法が確定していないという情報は得ておりますけれども、今どこにどういうふうに納めるといいますか、するということについては今押さえておりません。申し訳ございません。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

○全員 (なし)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第16、議案第10号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第10号 湧別町犯罪被害者等支援条例の制定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

住民税務課長。

(住民税務課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

8番、小形君。

○8番 犯罪被害者等の支援を行うということでこの条例なのですけれども、条例、どういうような内容が、他町村でもやっているということなのです

が、41ページの第14条の犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合とあって、支援を行うことが社会通念上適切でないと認める場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができるというふうになっておるのですけれども、どのようなことがこの条文に当たるのか。もしか例か何かで出していただけだと分かりやすいので、頭の中で整理できないので、その辺お伺いしたいと。

○議長 住民税務課長。

○住民税務課長 小形議員の条例第14条の規定についてのご質問にお答えしたいと思います。

具体的な例をということでございましたので、例えば犯罪被害者と、それから犯罪を犯した者の間の関係が、私を傷つけてくれだとか、あるいはそういった命令等によって犯罪が起きた、あるいは犯罪行為を誘発した、あるいは容認したというような場合、それから金銭関係、男女関係のトラブル等があつて、その他の事情から見て、それぞれ具体的な事情がありまして、そういうことから社会常識に照らして適切でない場合というようなことが考えられます。

以上でございます。

○議長 1番、関野君。

○1番 湧別町に保護司というは何名おられるか。

それと、この保護司というのは、これに関わり合いはないのか、その辺あれば、分かる範囲で教えてください。

○議長 住民税務課長。

○住民税務課長 担当の者がいないので詳しくないのですが、保護司は15名ということで聞いてございます。

これは、あくまでも犯罪被害者等の方を支援する条例ですので、保護司の方は保護司の方でやっていたいただくことがございますと思いますので、これはあくまでも条例に基づいて、町民だとか事業者の責務ですとか町の責務だということでのご認識をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

○全員 (なし)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第17、議案第11号及び日程第18、議案第27号については関連性がありますので、一括議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第11号 湧別町商工会館条例の制定について。

議案第27号 公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて。

○議 長 提案者の説明を求めます。

商工観光課長。

(商工観光課長提案理由説明)

○議 長 これから議案第11号及び議案第27号について質疑を行います。

3番、加藤君。

○3番 新しく公の施設の条例を設置するわけなのですが、商工会に独占的に利用させることができるということになるのですが、その場合に開館時間、それから休館日との関連性ですね。商工会が活動するわけですから、必ずしも午前8時半から5時15分ということと、それから土曜日、日曜日、祝祭日ですね、それから年末年始の関係、そこら辺を商工会との関連性でどう捉えているのかお聞きしたいと思います。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 加藤議員のご質問でございます。

開館時間、これにつきましては8時半から5時15分というふうに条例で規定を定めさせていただいております。今現在商工会の業務時間も同じ時間ということでございますので、それに合わせたということでございます。あと、時間外だとか土日、祝日等のイベント等で業務をすることもあると思いますけれども、そのときは町長が特に必要と認めたときということの規定を組みまして、そういう規定時間も利用できるというふうにしております。

それから、休館日につきましても、12月29日から1月4日までと、それから土日、それから祝日というふうにしておりますので、これも現在の商工会の休日に合わせた形で設定をしております。役場は、今30日から4日までですけれども、商工会は29日から休みを取っているということでございますので、商工会に合わせた形で条例の設定をしているということでございます。これにつきましても、その変更あった場合は町長が必要と認めた場合ということを使って運用するというふうにしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 9番、檜山君。

○9番 私は、違う観点で。

議案第11号で商工会館が新たに設置されるというのは全然問題ないのかなと

思うのですが、それと同時に27号では今まで使っていたのを文化センターTOMの中に会館として追記ということになりますが、ということは同じような内容の同じ目的の部分が2つ必要なのかというのがどうも疑問に思っているわけで、なぜこれ2つ必要なのか、1つにまとめれないのかお聞きをいたします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 檜山議員のご質問でございます。

今回現在文化センターTOMに事務所を構えています商工会が湧別町商工会館、今回新しく条例を制定する商工会館のほうに事務所を移転するということの内容でございます。今までのTOMにつきましては、これからはまた別の用途で利用されるということになっておりますので、商工会が2つ存在するということにはならないと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 9番、檜山君。

○9番 議案第11号で商工会館を道銀の旧店舗のところへ移転する、これはいいのですが、27号が長期かつ独占的に利用させるというふうなことは、現在のTOMの部分だと思うのですけれども、これらについてはそこへ新たに道銀のほうへ行くまでの間使わすためにこれをやるということなのでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 檜山議員の質問でございますが、議案第27号の部分の長期かつ独占的に利用されることについてという案件につきましては、ここに利用者、中湧別中町3020番地の1、湧別町商工会というふうになっておりますけれども、これは現在の商工会の場所の名前のことを行っております、この27号の議案自体は新しく移るほうの湧別町商工会館の独占的な利用の部分についての議案でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

○全員 (なし)

質疑を終結し、議案第11号の討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第27号の討論を行います。討論ございませんか。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異議なし)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり決定いたしました。

3時20分まで休憩します。

休 憩 宣 告 (15:13)

再 開 宣 告 (15:20)

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19、議案第12号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第12号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整備に関する条例の制定について。

○議 長 提案者の説明を求めます。

総務課長。

(総務課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 (なし)

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 (なし)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご  
異議ありませんか。

○全 員 (異議なし)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第20、議案第13号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第13号 湧別町個人番号の利用に関する条例の一部を改  
正する条例の制定について。

○議 長 提案者の説明を求めます。

総務課長。

(総務課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 (なし)

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 (なし)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異議なし)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第21、議案第14号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第14号 湧別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

○議 長 提案者の説明を求めます。

総務課長。

(総務課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 (なし)

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 (なし)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異議なし)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第22、議案第15号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第15号 湧別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

○議 長 提案者の説明を求めます。

総務課長。

(総務課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 (なし)

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第23、議案第16号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第16号 湧別町保育所条例の一部を改正する条例の制定について。

○議 長 提案者の説明を求めます。

健康こども課児童支援担当課長。

(健康こども課児童支援担当課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

8番、小形君。

○8 番 保育料無償化ということで、父母の方にありがたいことに令和6年4月分からの保育料ということなので、現在入っている方々はお金をして入っている方々と、また今後この無償化において入られる方が子供を預けてまだ働きたいとかということで、預ける人が増えてくるのかなと考えているのですけれども、その辺人数は増えていくと考えているとは思うのですけれども、どのぐらいの数が増えると予想されているのか。

また、保育所の先生の関係とかというのはどういうふうになるのか、その辺をお伺いしたいです。

○議 長 支援課長。

○健康こども課児童支援担当課長 小形議員の今後の保育所、認定こども園の入所、入園児童数の増加の見込みと、あと保育士の確保についてのご質問でございます。

現在4月1日入園に向けての取りまとめにおきましては、保育士、保育教諭等、町内各施設については職員対応可能ということで取り進めてございます。

今後の増加見込みにつきましては、保育所、認定こども園につきましては、今未満児のほうがぎりぎりの状態でございますので、今後申請がありましたら職員の確保等を庁舎内部、関係担当のほうで検討いたしまして、確保に努めてまいりたいとは考えてございます。

あと、施設の定数というものがございますので、もちろんそちらの範囲内で、

設定数の範囲内で検討ということでご理解をいただければと思います。

○議長 8番、小形君。

○8番 認定数、未満児はたしか何人かとかと枠があるような感じで受け止めていたのですけれども、その認定の数にはまだ大分ゆとりがあるのかどうかもお伺いしたい。

○議長 担当課長。

○健康こども課児童支援担当課長 定員に対しては、若干の余裕はございますけれども、職員数が、まず今の申込みに対して確保はできているのですけれども、今後この保育料無償化によりまして入所児童数が増加するとなると、やはり職員のほうも確保していかなければ受入れが難しい状態も予想されますので、今後各保護者さんの申請の状況を検討しながら職員の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長 8番、小形君。

○8番 大変いい制度だとは思ってはいるのですけれども、職員の方々が足りない状態で皆さん確保が大変だと思いますけれども、ひとつ必要に応じて適切に早急に対応していただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

答弁はいいです。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

○全員 (なし)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第24、議案第17号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第17号 湧別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

健康こども課児童支援担当課長。

(健康こども課児童支援担当課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

10番、山本君。

○10番 1点お伺いしたいのですけれども、この制度に該当する湧別町内で行われている方いらっしゃるのでしょうか。1点だけお伺いします。

○議長 担当課長。

○健康こども課児童支援担当課長 山本議員の町内に該当施設があるかというご質問でございます。

現在のところ、町内で19人以下の小規模保育施設の設置はございません。これから設置したいとか、そのようなご相談も受けておりませんので、現在のところは設置される見込みもないかと考えております。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

○全員 (なし)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第25、議案第18号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第18号 湧別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

健康こども課児童支援担当課長。

(健康こども課児童支援担当課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第26、議案第19号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第19号 湧別町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について。

○議 長 提案者の説明を求めます。

健康こども課児童支援担当課長。

(健康こども課児童支援担当課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第27、議案第20号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第20号 湧別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

○議 長 提案者の説明を求めます。

福祉課参事。

(福祉課参事提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第28、議案第21号から日程第31、議案第24号までについては関連性がありますので、一括議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第21号 湧別町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第22号 湧別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第23号 湧別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第24号 湧別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

○議 長 提案者の説明を求めます。

福祉課参事。

(福祉課参事提案理由説明)

○議 長 これから議案第21号から議案第24号までについて質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、議案第21号の討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第22号の討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第23号の討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第24号の討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり決定いたしました。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

残りの案件については、明日午前10時から再開し、審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定いたしました。

本日は、これで延会いたします。

延 会 宣 告 (16 : 41)

この会議録は書記をして記録されたものであり、この内容が真実であること  
を証するため、ここに署名する。

湧別町議会 議長 村田一志

湧別町議会 議員 榎山祥一

湧別町議会 議員 山本兼子